

第 4 期  
幌延町障がい福祉計画

【計画期間 : 平成27年度～平成29年度】

平成27年3月

幌 延 町



# 目次

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の性格と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 6 障がい福祉サービスの施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## 第2章 幌延町の障がい者等の現状

- 1 人口と世帯の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 障がい者の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

## 第3章 サービスの見込量とサービス確保の方策

- 1 第3期計画の見込量と実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 平成29年度における数値目標の設定・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 障がい福祉サービスの第4期計画の見込量とサービス確保の方策・ 21
- 4 地域生活支援事業の第4期計画の見込量とサービス確保の方策・ 26

# 第1章 計画策定の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

---

幌延町では、障がい者の方々が住み慣れた家庭や地域社会でいきいきと生活できるまちづくりを目指し、平成15年度に「幌延町障害者計画」（平成16年度～24年度）を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念に、障がい者施策の充実に取り組んできました。

我が国においては、障がい者を取り巻く社会状況・環境等についても、情報化や個人の価値観・ライフスタイルの多様化が進んできています。障がい者自身の意識も変化し、地域における自立した生活や就労、社会参加に対する意欲・志向性が高まってきています。

このような状況の中で、障がい者をめぐる法制度については、平成17年4月の「発達障害者支援法」の施行など、障がいの概念・範囲の拡大に対応した法整備が進められてきました。

平成18年度からは「障害者自立支援法」が施行され、障がい保健福祉の総合化、自立支援型システムへの転換、制度持続の可能性確保の3つの視点から、従来の障がい者関連サービスが新たな体系へと再編され、平成25年4月には、法律名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に改正され、地域社会における共生の実現を目指すことになりました。

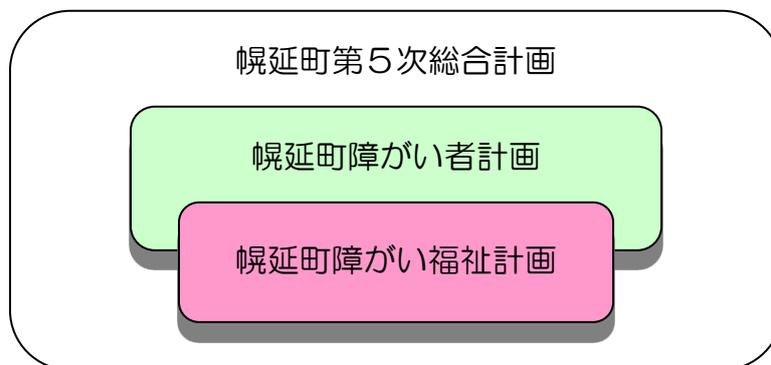
幌延町では、取り組みの方向性、必要な支援・サービスのあり方などを定めた、平成18年度からの3年間を計画期間とする「第1期幌延町障害福祉計画」、平成21年度からの3年間を計画期間とする「第2期幌延町障害福祉計画」、平成24年度からの3年間を計画期間とする「第3期幌延町障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス等を推進する仕組みづくりに取り組んできました。

この度、第3期の計画期間が終了するため、その進捗状況を踏まえたうえで、平成29年度目標の達成に向けた取り組みを計画的に推進し、障がい者施策の一層の充実を図るため「第4期幌延町障がい福祉計画」を策定するものです。

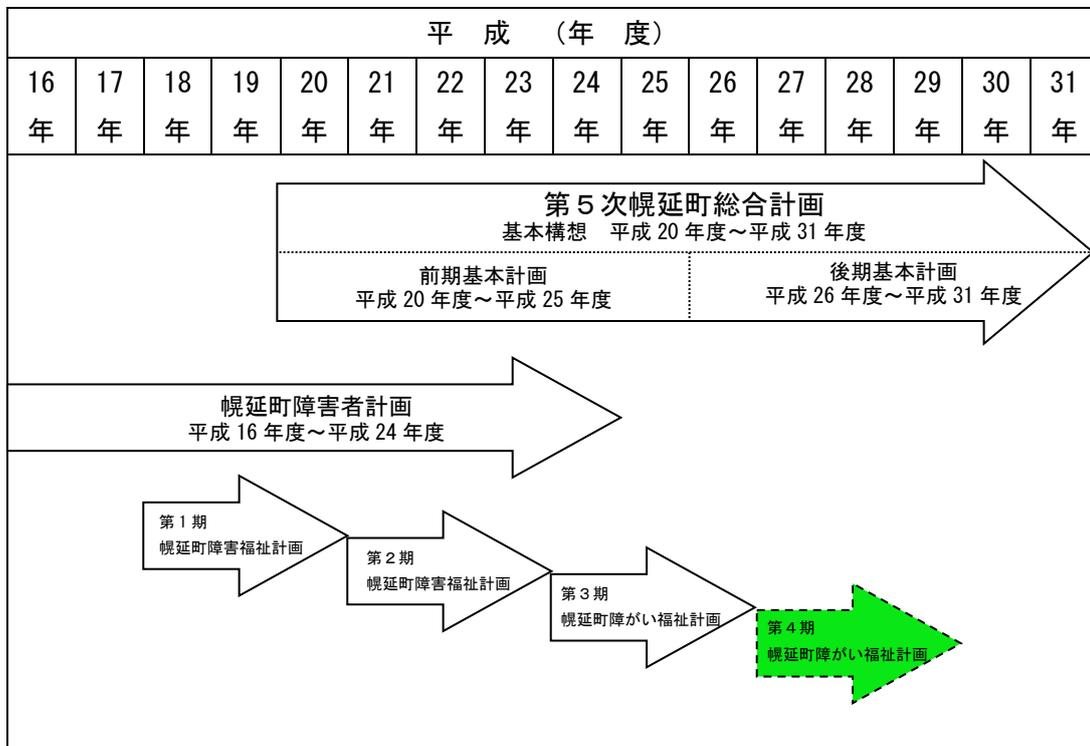
## 2 計画の性格と位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、幌延町における障がい福祉サービスに関する事業量の見込みやその確保の方策を定めるものです。

なお、本計画の策定にあたっては、幌延町のまちづくりの基本方針を示す「第5次幌延町総合計画」や障がい者施策の基本方針である「幌延町障がい者計画」との整合性を持たせて定めるものとし、平成29年度を最終目標とした、平成27年度から平成29年度までの3か年を計画期間とします。



### ■障がい福祉計画の計画期間イメージ



### 3 計画の対象

本計画の対象者は、町内に在住の障がい者及び障がい児とし、障がい者及び障がい児の定義については、原則として下記の各法制度によるものとします。

#### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度いが厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。

二 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

#### 身体障害者福祉法

第四条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。

#### 知的障害者福祉法

※ 知的障害者の定義について、明確な条文化はされていない。  
厚生労働省では「知的障害者とは、知的機能障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じるため、なんらかの特別な支援を必要とする状態にある者」と定義している。

#### 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

#### 児童福祉法

第四条② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

#### 発達障害者支援法

第二条二 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

#### 障害者基本法

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

#### 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

## 4 計画の基本理念

### だれもが地域で安心して 暮らせる「自立と共生のまちづくり」

障がいの有無にかかわらず、すべての人々が、幌延町で当たり前のよう暮らし続けられるようにすることが重要です。そして、障がい福祉は、障がいのある人だけのものではなく、住民全体のためのものであると考えられます。

本計画においては、「幌延町障がい者計画」策定における基本理念を踏まえて、福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を図っていくものとします。

障がい者や高齢者を始めとするすべての人々が、違いを認め合い、個人として尊重され、共に支えあい、暮らしを共感し合うことのできる地域社会を目指します。そして、障がい者の抱える悩みは、みんなの悩みであるという認識のもとに、町民・行政・民間団体が一体となり、協働して解決を図ることによって、障がい者が主体的に生きることのできるまちづくりを進めます。

## 5 計画の推進体制

---

### (1) 計画の周知

障がいのある人もない人も共に暮らす地域の実現へ向けて、障がいに関する正しい理解と関心をさらに高めていく必要があります。

町の広報誌、ホームページ等により、町民に対し本計画の目的や具体的事業の内容が理解されるよう周知に努めます。

### (2) 計画の推進体制の確立

幌延町障害者自立支援協議会を核として、サービス提供事業者、関係機関、関係各団体等のそれぞれの役割を協議するなど、さらに連携を強化しながら本計画の推進体制の充実に努めます。

### (3) 国・道・近隣市町村との連携

障がい者の多様化するニーズへの対応を図るため、基盤整備やマンパワーの確保等の問題解決に向けて、近隣の市町村を始め、障がい保健福祉圏域での広域対応や国・道との連携をさらに図ります。

### (4) 計画の進行管理と評価

本計画で示した各年度のサービス見込量の他、地域生活への移行が進んでいるかなど、計画の進行管理・評価を「幌延町障害者自立支援協議会」において行い、その結果を事業や計画の見直し等に反映させていきます。

## 6 障がい福祉サービスの施策体系

訪問系 サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>○居宅介護（ホームヘルプ）</li><li>○重度訪問介護</li><li>○同行援護</li><li>○行動援護</li><li>○重度障害者等包括支援</li></ul>
日中活動系 サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>○生活介護</li><li>○自立訓練（機能訓練）</li><li>○自立訓練（生活訓練）</li><li>○宿泊型自立訓練</li><li>○就労移行支援</li><li>○就労継続支援（A型）</li><li>○就労継続支援（B型）</li><li>○療養介護</li><li>○短期入所（ショートステイ）</li></ul>
居住系 サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>○共同生活援助（グループホーム）</li><li>○施設入所支援</li></ul>
相談 支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○計画相談支援</li><li>○地域移行支援</li><li>○地域定着支援</li></ul>
障害児 通所支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○児童発達支援</li><li>○医療型児童発達支援</li><li>○放課後等デイサービス</li><li>○保育所等訪問支援</li><li>○障害児相談支援</li></ul>
地域 生活 支援 事業	<ul style="list-style-type: none"><li>○理解促進研修・啓発事業</li><li>○自発的活動支援事業</li><li>○相談支援事業</li><li>○成年後見制度利用支援事業</li><li>○成年後見制度法人後見支援事業</li><li>○意思疎通支援事業</li><li>○日常生活用具給付等事業</li><li>○手話奉仕員養成研修事業</li><li>○移動支援事業</li><li>○地域活動支援センター</li><li>○任意事業</li></ul>

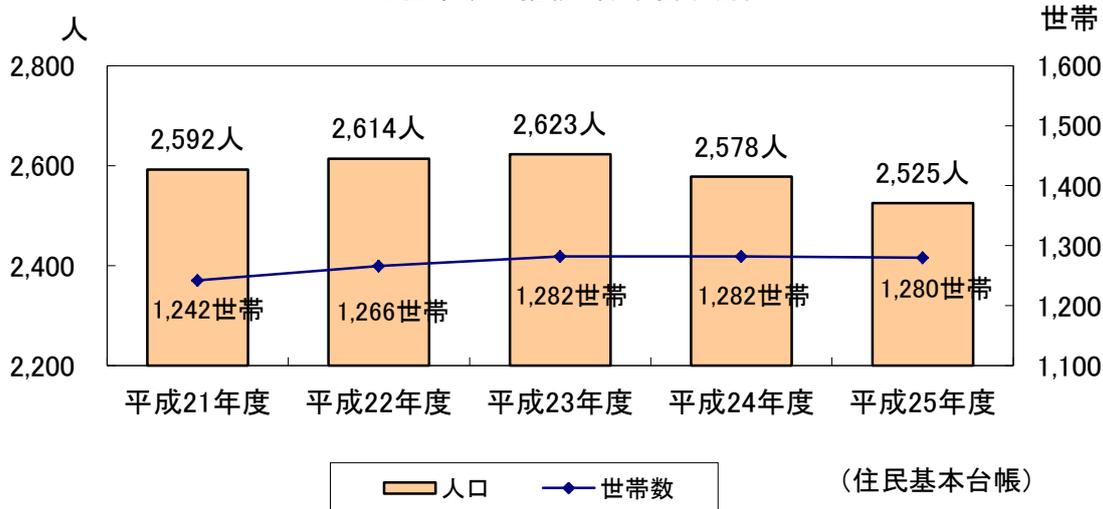
## 第2章 幌延町の障がい者等の現状

### 1 人口と世帯の推移

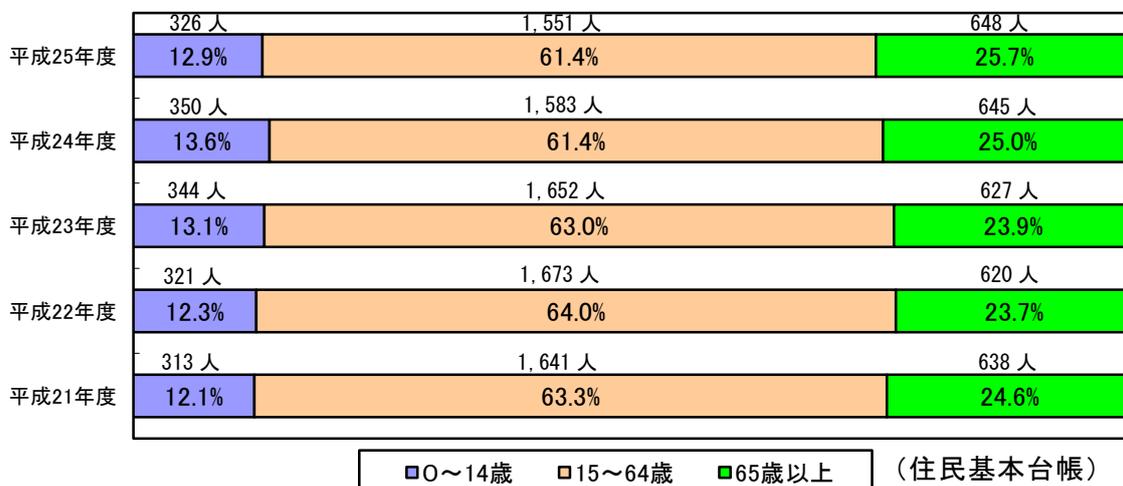
幌延町の人口は、微減傾向が続いており、平成21年度の2,592人から平成25年度では2,525人と、5年間で2.6%減少しています。世帯数は、平成21年度の1,242世帯から平成25年度では1,280世帯と3.1%増加していますが、世帯数の増加に伴い1世帯当たりの人数が減少し、平成21年度の2.09人から平成25年度は1.97人となっており、単身世帯が増加傾向にあることが分かります。

また、全国的に少子高齢化が進んでいるといわれていますが、幌延町においては、過去5年間の人口構成に大きな変化は見受けられません。

人口と世帯数の推移(各年度末現在)



人口構成の推移(各年度末現在)



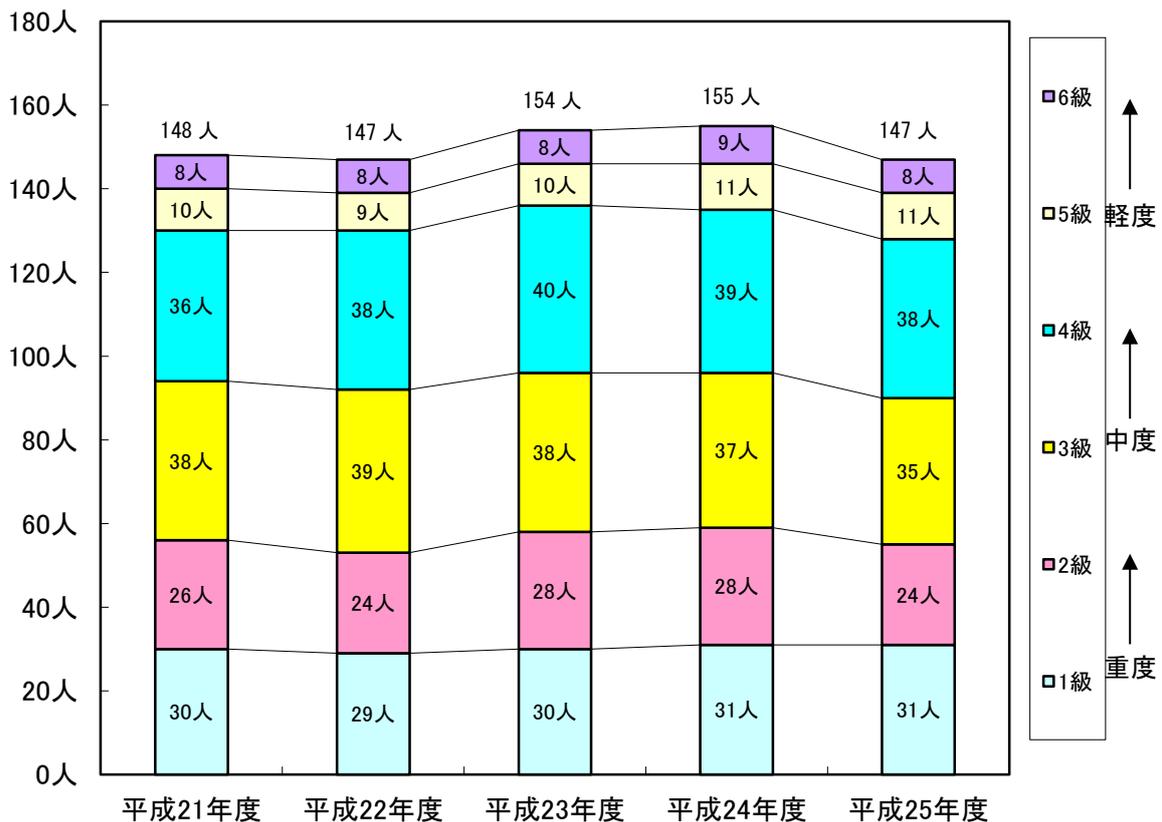
## 2 障がい者の現状

### (1) 身体障がい者の現状

平成25年度末現在、幌延町の身体障害者手帳の交付者（児）数は147人で、人口に占める割合は5.8%となっており、平成21年度の状況と比較すると交付者（児）数は1人、0.7%減少しています。等級別の手帳交付者は、3・4級の中度者が最も多く49.7%を占め、次いで1・2級の重度者が37.4%となっており、

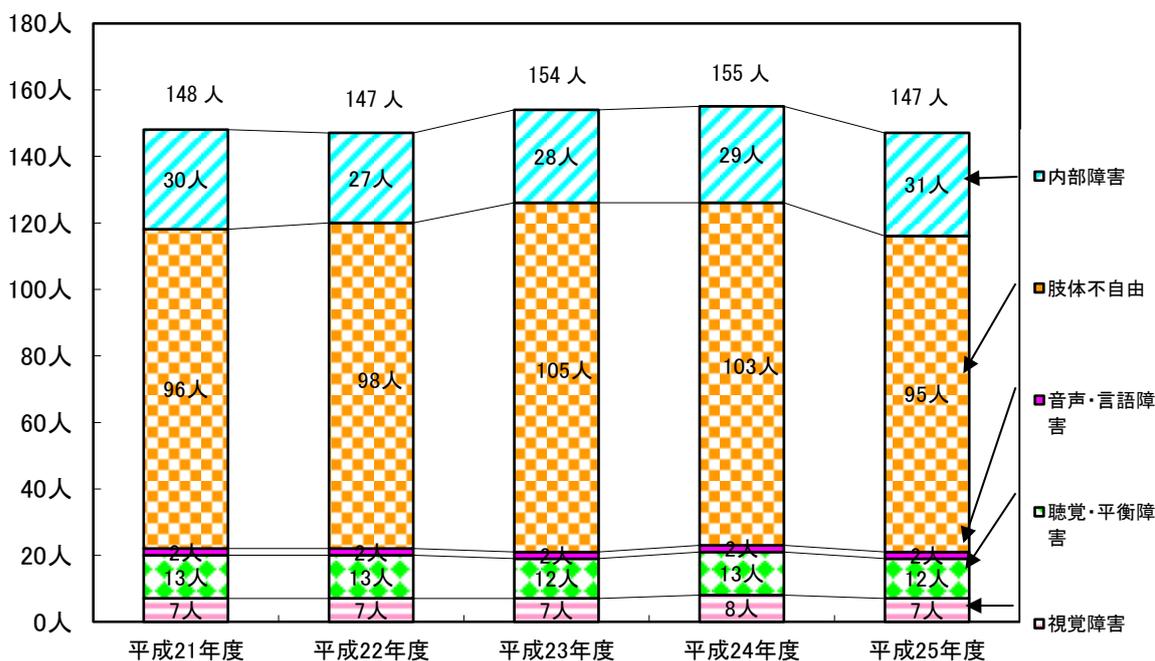
障がい種類別では、肢体不自由が最も多く95人で64.6%、次いで内部障がい者が31人で21.1%、3番目に聴覚・平衡障がい者が12人で8.2%となっており、近年は肢体不自由が減少傾向、内部障がいが増加傾向にあり、その他の障がい種類については、大きな変化が見受けられません。

身体障害者手帳 級別交付者(児)数の推移(各年度末現在)



(北海道関係機関提供資料による)

身体障害者手帳 障がい種類別交付者(児)数の推移(各年度末現在)



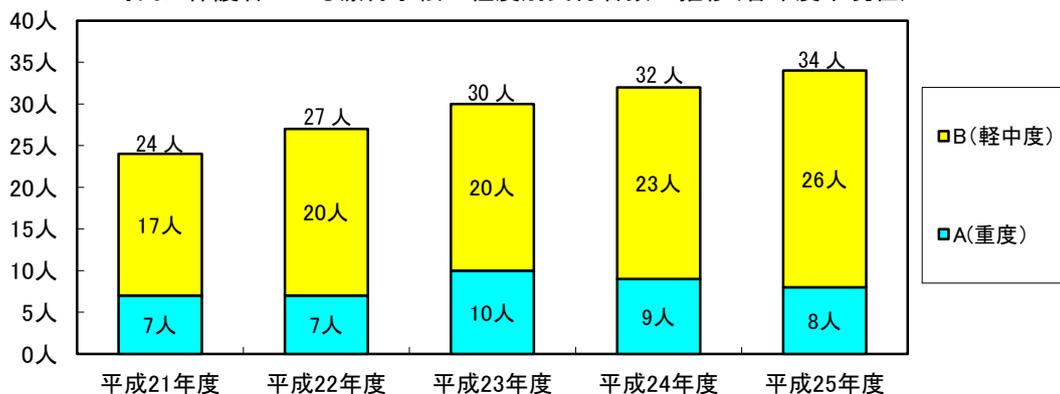
(北海道関係機関提供資料による)

(2) 知的障がい者の現状

平成25年度末現在、幌延町に居住する療育手帳交付者数は125人で、人口に占める割合が5.0%と高くなっていますが、これは町内に障がい者支援施設「幌延町立北星園」(定員60人)と共同生活援助事業所「北の星」のグループホーム6箇所(合計定員49人)が運営されていることが要因です。

また、幌延町に保護者のいる療育手帳交付者数は平成25年度が34人で、近年は微増傾向が見受けられます。程度別では、B(軽中度)の割合が高く、全体の4分の3を占めています。

町内に保護者のいる療育手帳の程度別交付者数の推移(各年度末現在)



### (3) 精神障がい者の現状

平成 25 年度末現在、幌延町の精神障害者保健福祉手帳交付者数は 7 人で、人口に占める割合は 0.3% となっており、近年は大きな変化が見受けられません。

精神障害者保健福祉手帳 級別交付者数の推移(各年度末現在)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
合 計	5 人	5 人	7 人	6 人	7 人
1 級(重度)	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
2 級(中度)	3 人	4 人	6 人	5 人	6 人
3 級(軽度)	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(北海道関係機関提供資料による)

### (4) 発達障がい者（児）の現状

発達障害者支援法により「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成 22 年の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定されましたが、発達障がいは外見からは分かりにくく、その障がいの状態もそれぞれで、はっきりと診断や判定されることが困難であるため、発達障がい者の正確な人数が把握できない現状にあります。

### (5) 高次脳機能障がい者の現状

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故、頭部などの怪我により、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障がい（記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がいなど）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいを指し、身体障がいがみられないことから、外見上は障がいが目立たないため「見えにくい障がい」といわれます。

平成 23 年 3 月には、精神障害者保健福祉手帳の診断書様式が改正され、主たる精神障がいに「高次脳機能障がい」と明記することが可能となり、手帳の所持にかかわらず、障害者自立支援法に基づく給付の対象になることが可能となりましたが、高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、正確な人数が把握できない現状にあります。

(6) 障がい者の暮らしの場

① 北星園の利用状況と施設の状況

「北星園」は、昭和 49 年に町立の知的障害者更生施設として定員 70 人で開設し、町内と道内各地からの利用者が多く、昭和 53 年には定員を 100 人に増員しましたが、利用者の居住環境と生活環境の改善を図るため平成 17 年 2 月に定員を 90 人に減員し、平成 21 年 10 月には開設から 30 年が経過し老朽化した施設の建替えが完了し、同年 11 月 1 日から新体系へ移行し定員を 60 人に減員しております。

また、平成 23 年 4 月 1 日からは、業務の効率かつ円滑な管理運営を図るとともに、障がい者サービスの効果及び効率の向上を目的として、事業運営について「社会福祉法人幌延福祉会」を指定管理者に指定しております。

北星園の利用状況(各年度末現在)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定員	60人	60人	60人	60人	60人
利用者	61人	63人	63人	60人	61人
町内	1人	1人	1人	1人	2人
町外	60人	62人	62人	59人	59人

(社会福祉法人幌延福祉会)

② 共同生活援助サービス(グループホーム)

知的障がい者が共同生活を行うグループホームは、平成 4 年から平成 17 年に、4 か所開設し運営していましたが、平成 21 年の北星園の建替え及び新体系への移行に併せて、さらに 2 か所(定員 27 人)を開設し、平成 25 年度末現在では 6 か所(定員 49 人)となり、49 人が利用しています。

また、平成 23 年 4 月 1 日から事業のすべてを「社会福祉法人幌延福祉会」に移管しております。

町内の共同生活援助施設の状況

	ふきのとう	しらかば寮	すずらん荘	わいわい	北の星	あすなろ
開設年	平成 4 年	平成 5 年	平成 7 年	平成 17 年	平成 21 年	平成 21 年
定員	6人	6人	5人	5人	18人	9人
利用者	6人	6人	5人	5人	18人	9人

(社会福祉法人幌延福祉会)

③ 相談支援事業所

社会福祉法人幌延福祉会では、平成 25 年 4 月に障がい者(児)相談支援事業所「ひだまり」を開設しました。毎月 2 回(第 2・4 木曜日)相談支援専門員が 1 日間常駐し、障がい者(児)のための相談を受け付けています。

## 第3章 サービスの見込量とサービス確保の方策

### 1 第3期計画の見込量と実績

#### (1) 障がい福祉サービスの見込量と実績

第3期計画に基づき、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」、「相談支援」の障がい福祉サービスの提供を推進しました。その実績は次のとおりです。

#### ① 訪問系サービスの見込量と実績

訪問系サービスについては、第2期の実績を基に、今後の利用意向を勘案し見込量を設定しました。

居宅介護は、利用者の介護保険制度への移行等により、利用人数及び利用時間の実績が見込量を下回りました。

重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援については、実績がありませんでした。

#### ■ 訪問系サービスの実績

サービス種別	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
居宅介護	人	3	3	3	2	3	2
	時間/月	40	22	40	20	40	21
重度訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人	1	0	1	0	1	0
	時間/月	10	0	10	0	10	0
行動援護	人	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※ 平成26年度の実績は11月末現在の数値

## ② 日中活動系サービスの見込量と実績

日中活動系サービスについては、第2期の実績を基に、今後の利用意向を勘案し見込量を設定しました。

生活介護は、平成26年度に短期入所の利用者が施設入所支援に移行したことにより、生活介護の利用が開始され、実績が見込量を上回りました。

療養介護の見込量は設定していませんでしたが、障害者総合支援法の施行に伴い利用実績が生じました。

就労移行支援は、利用者が平成25年度から就労継続支援B型に移行したため、実績が見込量を下回りました。

### ■ 日中活動系サービスの実績

サービス種別	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
生活介護	人	3	2	3	3	3	4
	人日/月	66	56	66	63	66	84
療養介護	人	0	1	0	1	0	1
短期入所	人	1	1	1	3	1	1
	人日/月	31	30	31	15	31	3
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人	1	1	1	0	1	0
	人日/月	22	21	22	0	22	0
就労継続支援A型	人	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
就労継続支援B型	人	7	8	7	8	7	6
	人日/月	154	139	154	121	154	119

※ 平成26年度の実績は11月末現在の数値

### ③ 居住系サービスの見込量と実績

居住系サービスについては、第2期の実績を基に、今後の利用意向を勘案し見込量を設定しました。

施設入所支援は、各年度3人見込んでいましたが、平成26年度に短期入所の利用者が施設入所に移行したことにより、実績が見込量を1人上回りました。

共同生活援助は、各年度4人見込んでいましたが、平成24年度に新規の利用者により5人となり、平成25年度に利用者の1人が転出したことにより、実績は見込量どおりの4人になりました。

#### ■ 居住系サービスの実績

サービス種別	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
施設入所支援	人/月	3	2	3	3	3	4
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	4	5	4	4	4	4

※ 平成26年度の実績は11月末現在の数値

### ④ 相談支援の見込量と実績

相談支援については、制度改正により平成26年度末までにサービス等利用計画の作成が必要なことから見込量を設定しましたが、計画作成事業所不足等により実績が見込量を下回りました。

#### ■ 相談支援の実績値

サービス種別	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
計画相談支援	人	2	0	2	0	9	3
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人	2	0	2	0	2	0

※ 平成26年度の実績は11月末現在の数値

## (2) 地域生活支援事業の見込量と実績

障がい者（児）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じて実施する、地域生活支援事業の内容や必要とされる見込量を設定した第3期計画の実績は、次のとおりです。

### ① 相談支援事業

障害者相談支援事業は、1箇所で見込量どおりとなっており、様々な相談への対応を進めています。今後、地域の関係機関との連携を一層強化し、活動の充実を図っていくことが求められます。

サービス種別	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	2
地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有	有	有

### ② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、利用実績はありませんが、利用対象者のニーズに的確に応えられるよう、サービスの充実が求められます。

サービス種別	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
成年後見制度利用支援事業	有無	有	無	有	無	有	無

### ③ 意志疎通支援事業

意志疎通支援事業は、利用実績はありませんが、利用対象者のニーズに的確に応えられるよう、サービスの充実が求められます。

サービス種別	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
意志疎通支援事業	人/年	0	0	0	0	0	0

### ④ 移動支援事業

移動支援事業については、第2期の実績を基に見込量を設定しました。利用者が固定傾向にあり、概ね見込量どおりの実績になりました。

サービス種別	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
移動支援事業	実人数/年	2	3	2	2	2	2
	時間/年	100	133	100	82	100	80

※ 平成26年度の実績は11月末現在での見込数値

### ⑤ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的に実施しています。

自立生活支援用具が平成 25 年度に 1 件、平成 26 年度に 2 件の給付、排泄管理支援用具が平成 24 年度に 72 件、平成 25 年度に 66 件、平成 26 年度に 90 件の給付、居宅生活動作補助用具（住宅改修）が平成 25 年度に 1 件の給付実績がありました。

サービス種別	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件/年	1	0	1	1	1	2
在宅療養等支援用具	件/年	0	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件/年	0	0	0	0	0	0
排泄管理支援用具	件/年	100	72	100	66	100	90
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件/年	1	0	1	1	1	0

※ 平成26年度の実績は11月末現在での見込数値

### ⑥ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターについては、障がい者等を通わせて、地域の実情に応じ、創造的活動や生産活動の機会を提供することにより、障がい者の地域生活の促進を図ることを目的に実施することにしておりましたが、町内で地域生活する知的障がい者や精神障がい者の大半は、就労または障がい福祉施設（通所）を利用しているため、地域活動支援センターの利用者を確保することが困難と判断し、事業の実施は見込んでおらず、実績もありませんでした。

サービス種別	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
地域活動支援センター事業	箇所	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0

⑦ 更正訓練費支給事業 [任意事業]

更生訓練費支給事業については、身体障害者授産施設・更生施設に入・通所している障がい者に対して訓練に必要な経費等を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的に実施する事業です。第1期計画策定時から利用対象者がいなかったため事業の実施は見込んでおらず、実績もありませんでした。

サービス種別	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
更生訓練費支給事業	箇所	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0

⑧ 日中一時支援事業 [任意事業]

日中一時支援事業については、障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的に実施する事業です。第3期計画策定時には、事業の実施を見込んでいませんでしたが、平成26年度に利用希望があったことから、実施要綱の改正を行い事業を実施しました。

サービス種別	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
日中一時支援事業	箇所	0	0	0	0	0	1
	人/年	0	0	0	0	0	1

### (3) 障がい児支援サービスの見込量と実績

発達の遅れや障がいのある子どもについて、身近な地域において、家族を含めた適切な支援を行っていくためのサービス提供体制を推進しました。その実績は次のとおりです。

#### ① 障がい児通所支援

障がい児通所支援については、第2期の実績を基に、今後の利用意向を勘案し、見込量を設定しました。

幌延町・天塩町・遠別町の3町で共同設置している「留萌北部地域子ども発達支援センター」が行っている児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの利用者が各年度2人から6人、1人当たりの利用日数は、2日程度となりました。

医療型児童発達支援は、見込量を設定しましたが、実績はありませんでした。

サービス種別	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
児童発達支援							
福祉型児童発達支援センター	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
児童発達支援事業	人	0	4	0	4	0	6
	人日	0	9	0	10	0	13
医療型児童発達支援	人	1	0	1	0	1	0
	人日	2	0	2	0	2	0
放課後等デイサービス	人	10	3	10	2	10	2
	人日	25	6	25	5	25	4
保育所等訪問支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0

※ 平成26年度の実績は11月末現在の数値

## 2 平成29年度における数値目標の設定

福祉施設に入所している障がい者の地域生活への移行支援や、福祉施設利用者の一般就労への移行支援等について、平成29年度を目標年度として、国の基本指針に即し、北海道が掲げている目標を踏まえて、サービス利用者や事業者等の意向を反映するとともに、幌延町の実情に応じた数値目標を設定します。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

平成29年度末の施設入所者について、平成26年3月31日時点の施設入所者数の12%以上が地域生活に移行すること及び施設入所者数の4%以上削減することを目標としています。

幌延町においては、平成26年3月31日時点で3人の施設入所者がおり、平成26年度中に短期入所利用者が施設入所に移行し、1人増えましたが、自然退所（死亡）により、第3期末の施設入所者数は3人となっております。

この施設入所者3人のうち、1人が地域生活へ移行することを見込み、平成29年度末における地域生活移行者数及び施設入所者削減見込数の数値目標を設定します。

項目	数値	備考
平成25年度末の施設入所者数 (A)	3人	平成26年3月31日の入所者数
【目標値】 地域生活移行者数(B)	1人 33.3%	平成29年度末見込
新たに施設入所が必要な人数 (C)	0人	
平成29年度末の施設入所者数 (D)	2人	平成30年3月31日の入所者見込数 (A-B+C)
【目標値】 施設入所者削減見込数(E)	1人 33.3%	差引削減見込数(A-D)

## (2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」の地域生活移行を目指しますが、第4期計画に向けての調査の結果、第3期計画と同様に幌延町には退院可能な精神障がい者がいないことから、平成29年度までの目標減少数は設定しません。

項目	数 値	備 考
現 在 数	0 人	入院患者のうち、退院可能な精神障がい者数
目 標 減 少 数	0 人	上記のうち、平成29年6月までに減少を目指す数

## (3) 福祉施設から一般就労への移行

平成29年度において、福祉施設を退所し一般就労する者の数について、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることとし、平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数は、平成25年度末における利用者数を6割以上増加することを目標としています。

また、就労移行支援事業所ごとの就労移行率については、平成25年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標としています。

幌延町においては、就労移行支援事業の利用者状況等を総合的に判断し、平成29年度の年間一般就労移行者数は0人とし、平成29年度末における就労移行支援事業利用者数の目標値を1人に設定します。

項目	数 値	備 考
平成24年度の一般就労移行者数	0 人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成29年度の年間一般就労移行者数	0 人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

項目	数 値	備 考
就労移行支援事業の平成25年度末における利用者数	0 人	平成26年3月31日の利用者数
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	1 人	平成29年度末における就労移行支援事業利用者数

### 3 障害福祉サービスの第4期計画の見込量とサービス確保の方策

本計画における平成27年度以降の障がい福祉サービスの見込量は、第3期計画でのサービスの利用実績を踏まえ、障がい者の今後の利用意向等を勘案し、必要なサービスの見込量を次のとおり設定します。

なお、見込量を設定しないサービスであっても、利用を制限するものではありません。

#### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、日常生活上の支援等地域生活を支える重要なサービスとして、「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」があります。各サービスの内容と見込量は、次のとおりです。

サービス種別	内 容	1 カ月あたりの見込量			
		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービス。 [対象：障がい支援区分1以上の者]	人	2	2	2
		時間	32	32	32
重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由障がい者を対象に、自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的に行うサービス。 [対象：障がい支援区分4以上の者]	人	0	0	0
		時間	0	0	0
同行援護	重度の視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等を対象に、外出時において、当該障がい者等と同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービス。 [対象：身体介護を伴う場合 障がい支援区分2以上の者]	人	0	0	0
		時間	0	0	0
行動援護	知的障がいや精神障がいによって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービス。 [対象：障がい支援区分3以上の者]	人	0	0	0
		時間	0	0	0
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービス。 [対象：障がい支援区分6以上の者]	人	0	0	0
		時間	0	0	0

## 【訪問系サービスを確保するための方策】

幌延町をサービス提供地域とする事業所は、平成26年度末時点で1事業所のみです。今後においても新規参入の事業所が見込まれない状況ではありますが、利用者からは持続的な質の高いサービスが求められており、サービス事業者に対して、専門的人材の確保やサービスの質的向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進等を働きかけていきます。

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、日中活動を支援するサービスとして、「生活介護」、「療養介護」、「短期入所」、「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」、「宿泊型自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型）」、「就労継続支援（B型）」があります。各サービスの内容と見込量は、次のとおりです。

サービス種別	内 容	1 カ月あたりの見込量			
		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に日中、障がい者支援施設などで食事や入浴、排泄などの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供するサービス。 [対象：障がい支援区分3以上（50歳以上は区分2）の者]	人	4	4	4
		人日	88	88	88
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排泄などの介護や日常生活上の相談支援、機能訓練などを行うサービス。 [対象：①呼吸管理を行っている障がい支援区分6の者 ②重症心身障害者等で障がい支援区分5の者]	人	1	1	1
短期入所	介護者が病気などの理由で一時的に障害のある人（児）の介護ができない場合、施設に宿泊して入浴や排泄、食事の介護など日常生活上の支援を行うサービス。 [対象：障がい支援区分1以上の者]	人	0	0	0
		人日	0	0	0
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間（18ヶ月以内）行うサービス。 [対象：一定の支援が必要な身体障がい者]	人	0	0	0
		人日	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間（18ヶ月以内）行うサービス。 [対象：一定の支援が必要な知的・精神障がい者]	人	0	0	0
		人日	0	0	0

サービス種別	内 容	1 カ月あたりの見込量			
		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
宿泊型 自立訓練	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談・助言等の必要な支援を行うサービス。 [対象：一定の支援が必要な知的・精神障がい者]	人	2	2	2
		人日	62	62	62
就労移行支援	一定期間（24 ヶ月以内）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。 [対象：一般就労を希望し、適正にあった就労などが見込まれる65歳未満の者]	人	1	1	1
		人日	22	22	22
就労継続支援 （A型）	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス。 [対象：就労移行支援事業などを利用したか就労に結びつかなかった者や、特別支援学校卒業後などに就労を希望するが雇用につかなかった者。]	人	1	1	1
		人日	22	22	22
就労継続支援 （B型）	雇用契約は結ばない就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。 [対象：就労移行支援事業などを利用したか就労に結びつかなかった者や、就労して離職した者及び一定の年齢に達しており就労が困難な者。]	人	6	6	6
		人日	132	132	132

### 【日中活動系サービスを確保するための方策】

利用者の意向に沿った質の高いサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズの動向及びサービス事業者の動向等を注視しつつ、就労を希望する障がい者はもとより、就職後や離職後のフォローとしての相談支援体制の確保に努めます。

また、相談支援を通じ、障がい者の状態や特性に合った適切なサービス利用に繋がられるよう、相談支援事業所とサービス提供事業所や国、道などの関係機関との連携を図ります。

### (3) 居住系サービス

居住系サービスは、「施設入所支援」、「共同生活援助（グループホーム）」があります。各サービスの内容と見込量は、次のとおりです。

サービス種別	内 容	1 カ月あたりの見込量			
		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	夜間に介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援を利用している障がいのある人で、単身の生活が困難な方、通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。 [対象：障がい支援区分4以上（50歳以上は区分3）の者]	人	3	3	2

サービス種別	内 容	1 カ月あたりの見込量			
		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	日中は就労又は就労継続支援などの日中活動系サービスを利用している身体・知的・精神障がいのある人に共同生活の場を提供し、相談や日常生活上の援助を行うサービス。 [対象：夜間や休日に共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を必要とする者]	人	4	4	4

#### 【居住系サービスを確保するための方策】

施設入所支援は、利用者の状況に応じた施設入所が行われるよう、利用者の把握に努めます。

また、平成21年度の北星園の建替えやグループホームの整備を受け、今後は、利用者の意向に沿った質の高いサービスを持続的に提供できるよう、専門的人材の確保やサービスの質的向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進等を働きかけていきます。

#### (4) 相談支援

相談支援は、「計画相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」があり、障がいのある人やその介護者、障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。各サービスの内容と見込量は、次のとおりです。

サービス種別	内 容	1 カ月あたりの見込量			
		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	サービス等利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整を行います。 [対象：障がい福祉サービス等を利用する全ての障がい者]	人	1	1	1
地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。 [対象：施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者]	人	0	0	0
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の対処を行います。 [対象：居宅において単身等で生活する障がい者]	人	0	0	0

#### 【相談支援サービスを確保するための方策】

計画的な支援を必要とする利用者には、サービス利用のあっせん・調整・モニタリング等の支援が提供されるよう調整を図ります。

## (5) 障害児通所支援

障害児通所支援は、障がいのある児童が通所で利用するサービスです。各サービスの内容と見込量は、次のとおりです。

サービス種別	内 容	1 カ月あたりの見込量			
		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与又は集団生活への適応訓練を行います。	人	4	4	4
		人日	29	29	29
放課後等児童 デイサービス	就学中の障がい児に対し、授業終了後、夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。	人	3	3	3
		人日	24	24	24
障 害 児 相談支援	障害児通所支援の利用児童に対し、支援の内容等を定めた「障害児支援利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。	人	1	1	1

### 【障害児通所支援サービスを確保するための方策】

幌延町・天塩町・遠別町の3町が共同設置している「留萌北部地域子ども発達支援センター」及び町内にある相談事業所が今後も継続してサービス提供できるよう体制整備を図ります。

また、制度の周知を図り、サービス内容等に関する理解を深めていただくとともに、サービス利用者の把握に努めます。

## 4 地域生活支援事業の第4期計画の見込量とサービス確保の方策

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業は、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業です。市町村は国が定めた一定の範囲内で創意工夫により柔軟な事業を実施することが可能となっています。

地域生活支援事業は、すべての市町村が実施する「必須事業」と、市町村が自主的に取り組む「任意事業」があります。

### (1) 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、障がい者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民の方に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を実施します。

サービス種別	事業の見込量			
	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有

#### 【見込量確保の方策】

理解促進研修・啓発事業を効果的に実施するために、幌延町障害者自立支援協議会等と連携し、事業の推進に努めます。

### (2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がい者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う相互支援やボランティア活動などを支援するものです。

サービス種別	事業の見込量			
	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	有無	無	無	無

#### 【見込量確保の方策】

関係機関・団体等と協力し、障がい者等の意向把握に努めます。

### (3) 相談支援事業

相談支援事業は、障がい者の相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した生活を営むことができるようにすることを目的に実施します。

サービス種別	事業の見込量			
	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	箇所	2	2	1
相談支援事業機能強化事業	有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無

#### 【見込量確保の方策】

相談支援事業を効果的に実施するために、幌延町障害者自立支援協議会を活用し、中立・公平な相談支援事業のほか、地域の関係機関との連携を図り、障がい者等の意向把握、社会資源の開発等の推進に努めます。

### (4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度（以下「制度」という。）の利用に要する経費について、助成を受けなければ制度の利用が困難であると認められる障がい者に対し、費用を助成することにより、制度の利用を支援することを目的に実施します。

サービス種別	事業の見込量			
	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1

#### 【見込量確保の方策】

成年後見制度利用支援事業を効果的に実施するために、事業内容の周知を図るとともに、関係機関と協力し、利用者の把握に努めます。

### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援の構築等を行うものです。

サービス種別	事業の見込量			
	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無

【見込量確保の方策】

成年後見制度法人後見支援事業は、近隣市町村と連携して取り組みます。

(6) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話奉仕員又は要約筆記奉仕員の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とするものです。

サービス種別	事業の見込量			
	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	0	0	0
手話通訳者設置事業	人	0	0	0

【見込量確保の方策】

平成24年4月から手話通訳広域派遣体制が開始され、派遣調整団体と連携し、利用者の様々なニーズに対応できる支援体制の整備を図ります。

(7) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、日常生活を営むために支障のある障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることに努めます。

サービス種別	事業の見込量			
	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	0
自立生活支援用具	件/年	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件/年	0	0	0
排泄管理支援用具	件/年	100	100	100
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件/年	1	1	1

### 【見込量確保の方策】

日常生活用具の利用希望者の把握と情報提供に努め、障がいの特性に合わせた用具の給付に努めます。

#### (8) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚等の障がいにより、意志疎通を図ることに支障がある障がい者等を支援するため、日常会話程度の手話技術の養成講座を実施するものです。

サービス種別	事業の見込量			
	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業	人	0	0	0

### 【見込量確保の方策】

関係機関と連携し、手話に対する理解の促進を図ります。

#### (9) 移動支援事業

1人で外出が困難な障がい者等のために外出の移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的に実施します。

サービス種別	事業の見込量			
	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	実人数/年	2	2	2
	時間/年	100	100	100

### 【見込量確保の方策】

障がい者等の特性や状態に応じたサービスが提供できるよう、サービス事業者に対して、専門的人材の確保やサービスの質的向上を図るための各種研修会の情報提供や参加の促進等を働きかけていきます。

#### (10) 地域活動支援センター

雇用または就労が困難な在宅の障がい者等に対し、日中活動の場を提供するとともに、地域の実情に応じた創作的活動、生産活動、日常生活支援、利用者間交流等の機会を提供し、社会との交流の促進を図ることを目的にしています。

サービス種別	事業の見込量			
	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター事業	箇所	0	0	0
	人/年	0	0	0

【見込量確保の方策】

今後のニーズを勘案した結果、地域活動支援センターの利用者を確保することが困難なことから、事業は見込みませんが、今後も、地域活動支援センターの利用希望者の把握に努め、事業の実施について検討します。

(11) 日中一時支援事業〔任意事業〕

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的としています。

サービス種別	事業の見込量			
	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	箇所	1	1	1
	人/年	1	1	1

【見込量確保の方策】

日中一時支援事業の利用希望者の把握に努め、障がい者等の家族の一時的な負担軽減を図ります。